

第四次本宮市子ども読書活動推進計画



「本を読む子どもたちの風景：小さな子どもたちと動物。季節は春」 絵本作家 垂石眞子：画

本宮市教育委員会

はじめに

本計画は、平成12年の「子ども読書年」を契機に国で子どもの読書活動の推進に関する法律が制定され、全国の自治体が地域の子どもの読書活動の推進を図るために策定されているものです。



本市でも平成20年3月に第一次計画を策定してから、5年ごとに計画の見直しを行って、新計画を策定し、今回で第四次計画となりました。

子どもの読書活動は、子ども達が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深くそして力強く生きるために必要な「生きる力」を身に付けるためには、欠くことのできないものです。この基本的な考え方は、教育現場にICTが導入され、デジタル社会といわれる今日でも揺らぐことのない教育の本質であり、今後もこの考え方を中心に本市の子どもの読書活動を進めていく必要があります。

本計画とともに、本宮市教育委員会では令和6年度を初年度とする「本宮市教育振興基本計画(第3期)」を定め、「笑顔あふれる共育のまち もとみや ～夢・生きがいをもち、共に育み、共に育つ教育を目指して～」を基本理念に、各教育施策を総合的・計画的に推進していくこととしております。このような中、読書活動については幼児教育から学校教育・生涯学習といった多岐にわたる教育分野の最も重要な基盤として位置づけております。

今後は本計画に基づき、様々な読書活動活性化のための施策が実施されることによって、本市の子どもたちが読書によって生きる喜びを実感し、生涯にわたって読書を友としながら、さまざまな人生の困難をも乗り越えて生きていくことのできるたくましい力を身につけるができることを期待しております。

終わりに、本計画の策定につきましては本宮市図書館協議会の委員の方々をはじめ、多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様には深く御礼申し上げます。

令和6年4月

本宮市教育委員会 教育長 大内 順一

第四次本宮市子ども読書活動推進計画目次

はじめに

第1章 第四次本宮市子ども読書活動推進計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
3. 子どもの読書活動を取り巻く国の情勢の変化	2
4. 計画の位置づけ	3
5. 計画の期間	4

第2章 第三次本宮市子ども読書活動推進計画の検証

1. 第三次計画の基本方針	5
2. 第三次計画期間中の本宮市の図書館等をめぐる情勢について	6
3. 本宮市の子どもの読書における現状と課題	7
4. 家庭における子どもの読書活動の現状と課題	8
5. 公共図書館（しらさわ夢図書館）における子どもの読書活動の現状と課題	12
6. 学校図書館における子どもの読書活動の現状と課題	13
7. 第三次計画の成果と課題	14

第3章 第四次子ども読書活動推進計画の基本方針と取組

1. 基本方針	18
2. 基本方針の取組	18
基本方針1 子どもの発達段階に応じた取組による読書習慣の形成	18
(1) 読書環境の整備	19
(2) 子どもへの十分な図書の提供	19
(3) 発達段階に応じた読書活動の支援計画づくり	20
(4) 資源共有化による市内全域への平等なサービス計画づくり	20

基本方針2 家庭・学校・地域等の社会全体での取組の推進	20
(1) 家庭における子どもの読書活動推進	20
(2) 保育所・幼稚園・学校等における子どもの読書活動の推進	21
(3) 地域における子ども読書活動の推進	21
(4) 子どもに関わる組織・団体・関係機関との協力・連携体制	22
基本方針3 子どもの読書活動を支える人材育成と活用	22
(1) 専門職員体制の充実	22
(2) 学校司書の配置と学校図書館の充実	23
(3) 読書ボランティアの支援・連携	23
第4章 施策の展開	
1. 家庭での取組	24
2. 保育所・幼稚園・学校等での取組	25
3. 地域での取組	27
4. 第四次計画の数値目標	29
第5章 推進体制	
1. 読書活動推進に係る基本的な考え方	30
2. 読書活動推進に係る体制図	31
【用語解説】	32
第四次本宮市子ども読書活動推進計画 策定経過・策定委員体制	35

第1章 第四次本宮市子ども読書活動推進計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

子どもの読書活動については、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条に、「『子どもの読書活動』は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と規定されています。

人間は社会的な動物であり、社会に適応していくためには、コミュニケーションの手段としてのことばを獲得していく必要があります。ことばは、身近な大人からの語りかけや関わりから始まり、そのことばを模倣し、獲得していきます。ことばを操ることによってコミュニケーションを図り、ことばによって思考力も育ちます。「子どもの読書」は、子どもたちが人間関係の基礎を作るために必要な「ことばの力」を育むためにとっても大切なものです。

本宮市は、子どもたちが自ら読書を楽しむ機会を提供するとともに、そのためのさまざまな設備、施設、環境の整備・充実をより一層図ることを目的として、「第四次本宮市子ども読書活動推進計画」を策定します。

この計画における「子どもの読書活動」とは、以下のようなこととします。

①一人読みのできる自主的な「読書」活動

②子どもがことばに親しむことのできるさまざまな活動（読み聞かせ、紙芝居、わらべうた、ストーリーテリング^{※1}など）

③子ども自身が読書や図書に親しむ活動（ブックトーク^{※2}、アニメーション^{※3}、読書会、手作り絵本作り、読書感想文・読書感想画の作成など）

①～③の活動は、子どもの読書の基盤を作るうえでの大切な要素であることを踏まえ、子どもを取り巻くさまざまな環境としての家庭、地域、学校において総合的に推進することとします。

「子どもの読書」は、まず喜び・楽しみとしての読書活動であることが最も大切なことです。喜びや楽しみが子どもの自主的な読書活動を促していくからです。子どもが自主的な読書活動で得る喜び・楽しみは、子どもの内面的な成長を助けるとともに人間形成に大きな影響を与えます。自主的な子どもの読書を推進することは、次世代を担う心豊かで創造性あふれる人材を育成する上で、最も重要なものであるといえます。

2. 計画策定の背景

近年、社会全体で子どもの読書や学習をめぐる問題が取り沙汰されて、子どもの読書を推進するためのさまざまな法律や政府の計画が示されています。

国においては、平成12年の「子ども読書年」を契機に、平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定と、平成14年の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定により、子どもの読書活動について基本的な方向性が示されました。その後、おおむね5年ごとに計画を変更し現在は令和5年5月に第五次基本計画を策定し、子どもの読書活動を継続的に推進しています。

福島県においては、平成16年3月に「福島県子ども読書推進計画（第一次計画）」を策定し、その後計画の変更を重ね、現在は令和2年2月に策定した第四次計画に基づいて、子どもが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、市町村教育委員会、学校、公立図書館等の関係機関や団体等と連携・協力し、子どもの読書活動を推進しています。

本市においては、平成19年1月の本宮市誕生して間もない同年10月より公共図書館・中央公民館図書室の図書システム統合を行い、利用者サービスの利便性向上に努めて参りました。

このような背景のもと、子どもたちの読書活動をより一層活性化させるため、平成20年3月に「第一次本宮市子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、平成26年3月には、「第二次本宮市子ども読書活動推進計画」（以下「第二次計画」）、平成31年3月には、「第三次本宮市子ども読書活動推進計画」（以下「第三次計画」）を策定し、家庭、地域、学校が連携して、積極的に子どもの読書活動の環境を整え、総合的な施策の推進に取り組んできました。

3. 子どもの読書活動を取り巻く国の情勢の変化

第三次計画が開始された平成31年4月以降、国においては令和元年6月に障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指して「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が公布・施行されました

また、令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめとした「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、教育DX^{※4}を見据えた教育のデジタル

化のミッションとして「誰でも、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指して GIGA スクール構想による学校の ICT 環境の整備等が進められています。そして、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）においては、学校教育における ICT 教育環境の整備・遠隔教育の推進に加え、図書館などの社会教育施設が地域の教育力向上に向けて新しい技術を活用して、ひとづくり、地域づくりの取り組みを促進することが示されました。

さらに、令和 4 年 1 月、国は令和 4 年度から令和 8 年度を対象とする第 6 次学校図書館計画の策定をしました。同計画は、全ての公立小中学校等において「学校図書館図書標準」の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書^{※5}の配置拡充を図ることとし、同計画に基づく地方財政措置を行っています。

4. 計画の位置づけ

本宮市第 2 次総合計画の本市の目指す都市の将来像は『笑顔』あふれる『人』と『地域』が輝くまち もとみや」であり、実現に向けた基本目標 1 に「人を育み 地域を創る 未来へ夢ふくらむまち」を定め、施策の大綱の分野 1「子育て・教育」基本施策 3「生涯学習」において、「読書活動の推進」を施策の柱として位置づけ、後期基本計画において、図書館等の読書を促進する環境の整備と図書館資料や読書サービスの充実を図りながら、読書活動の一層の推進を図ることとしています。

また、本宮市教育振興基本計画（令和 6 年度～令和 10 年度）では基本理念に「笑顔あふれる共育のまち もとみや ～夢・生きがいをもち、共に育み、共に育つ教育を目指して～」4 つの基本目標を掲げています。

その中では、基本目標 1「子どもの主体性を育てる乳幼児教育の充実」の施策の方向には「(3) 読書活動を推進します。」とあり、「(4) 読書活動を通じた保育環境づくりの推進」が主な取り組みとして明示されています。

基本目標 2「子どものよさや可能性を広げる学校教育の充実」の施策の方向には、「(3) 豊かな体験を通して感動する心を育むとともに、礼儀や規律を重んじ人権や生命を尊重して行動できる子どもを育てます。」とあり、「(6) 読書活動の充実による豊かな心の育成」が主な取り組みとして明示されています。

さらに、基本目標 3「未来を創造し、生きがいにつながる生涯学習への支援」の施策 3『本と友だちになれるまち もとみや』を目指した活動の推進のため「(1) 読書環境

の充実」「(2) 公共図書館・学校図書館（司書含む）の連携」「(3) 読書活動団体・個人との連携」という施策の方向のもとに、主に公共図書館における取り組みが明示されています。

以上の施策をふまえて、第四次本宮市子ども読書活動推進計画は、上記に述べた本宮市第2次総合計画後期基本計画の基本目標と第3期本宮市教育振興基本計画の基本目標の実現を目指すため、分野ごとの個別計画として策定するものです。

5. 計画の期間

本計画は、国の新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、本宮市第2次総合計画後期基本計画及び第3期本宮市教育基本計画の内容とも関連させながら、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とします。



第2章 第三次本宮市子ども読書活動推進計画の検証

1. 第三次計画の基本方針

第三次計画では、子ども読書活動における計画推進のための基本方針を次のとおり設定しました。

基本方針1 子どもの発達段階に応じた取組による読書習慣の形成

基本方針2 家庭・学校等・地域を通じた社会全体での取組の推進

基本方針3 子どもの読書活動を支える人材の育成と活用

そして、3つの基本方針の実現に向けて以下の包括的方策を策定しました。

基本方針1 子どもの発達段階に応じた取組による読書習慣の形成

- (1) 読書環境の整備
- (2) 子どもへの十分な図書を提供
- (3) 発達段階にそった読書活動の支援計画づくり
- (4) 資源共有化による市内全域への平等なサービス計画づくり

基本方針2 家庭・学校等・地域を通じた社会全体での取組の推進

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (2) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (3) 地域における子どもの読書活動の推進
- (4) 子どもに関わる組織・団体・関係機関との協力・連携体制

基本方針3 子どもの読書活動を支える人材の育成と活用

- (1) 専門職員体制の充実
- (2) 学校司書の配置と学校図書館の充実
- (3) 読書ボランティアの支援・連携

2. 第三次計画期間中の本宮市の図書館等をめぐる情勢について

第三次計画中の本宮市における図書館・図書室（現分室）を取り巻く環境は被災と再生の道のりでした。

令和元年10月13日の令和元年東日本台風は、本宮市に甚大な被害をもたらしました。特に本宮市中央公民館図書室（現しらさわ夢図書館分室）は、床上70cmまで浸水し、16,796冊の蔵書や書架が水に浸かり使用できなくなりました。また中央公民館車庫に保管していた移動図書館「あだたら号」もエンジンが浸水し、運行が不可能になりました。

その後の復旧作業中に、新型コロナウイルスが全世界に感染拡大し、令和2年3月から全国の小中学校が臨時休校の措置がとられました。しらさわ夢図書館でも臨時休館、その後も入館者の確認や滞在時間の制限等の対応をせざるを得ない状況となりました。公共図書館から学校への支援も、人の往来が制限され、内容によっては事業自体を中止せざるを得ない事態になりました。

そのような状況下でありましたが、令和3年4月1日からは新しい中央公民館図書室がしらさわ夢図書館の分室として再オープンし、同年6月に新しい移動図書館「モトム号」が披露され同年8月から本格的な運行が始まりました。

しらさわ夢図書館においては開館して25年目が経過し、より多くの人々に利用してもらうために図書館の機能を拡充することを目的として令和4年10月から改修工事が行われ、令和5年4月2日よりリニューアルした図書館が開館しました。

このように第三次計画中に、図書館・分室・移動図書館が全て新しくなり、市民の読書活動の中核となる設備・環境が整いました。



中央公民館図書室（分室）



移動図書館「モトム号」



しらさわ夢図書館

3. 本宮市の子どもの読書における現状と課題

本宮市内の小・中学生に対して行った全国的調査「読書に関する調査」（令和4年11月実施）によると、1か月の読書冊数は、小学生が平均約10.2冊、中学生が平均約3.6冊となっています。本市は県平均と比較し、小学生が2.0冊少なく、中学生は0.6冊多くなっています。

同調査の不読率（1か月1冊も本を読まなかった割合）については、県平均と比較し、小学生で0.2ポイント、中学生で6.2ポイント少なくなっています。この調査から、本市ではまったく本を読まない子どもは少ないといえますが、特に小学生からの読書習慣と読書意欲の形成が課題となります。

1か月の読書冊数			
(R4調査)	本宮市	県平均	全国平均
小学生	10.2冊	12.2冊	13.2冊
中学生	3.6冊	3.0冊	4.7冊

1か月の不読率			
(R4調査)	本宮市	県平均	全国平均
小学生	1.4%	1.6%	6.4%
中学生	7.9%	14.1%	18.6%

調査の結果、読書冊数や不読者については、学校や学年により大きな開きがありますが、全体的な底上げを図っていくためには、統一的な読書指導のあり方や読書活動の推進について、学校向けの指針の作成が必要と考察されます。

また、小学生の読書をしたきっかけで最も多かったのは、「学校の図書館で見つけた」でした。小学生にとって本に親しむために最も身近な施設が学校図書館であることがわかりました。一方、中学生の読書をしたきっかけで最も多かったのは、「本屋で見つけた」でした。

子どもの読書活動の活性化のためには、子どもたちが身近に本に親しめる学校図書館を中心とした環境の充実を図ることが重要であり、特に中学校においては今後の課題となります。

一方、読みたい本を「公共図書館で見つけた」や「公共図書館を利用した」小・中学生が少ないことが明らかになりました。このことから、公共図書館においては学校図書館を支援する一方で、公共図書館に来館できない子どもたちに公共図書館の蔵書を利用してもらうための提供体制の見直しが、今後の課題となります。

読書をしたきっかけ (R4調査)		本宮市	県平均
小学生	学校の図書館で見つけた	65.7%	62.1%
	本屋で見つけた	9.6%	8.6%
	公共図書館で見つけた	8.6%	8.2%
中学生	本屋で見つけた	39.4%	42.7%
	友達に紹介された	14.9%	6.0%
	公共図書館で見つけた	8.1%	4.5%

読んだ本を手に入れた方法 (R4調査)		本宮市	県平均
小学生	公共図書館を利用した	9.2%	8.1%
中学生		4.4%	4.2%

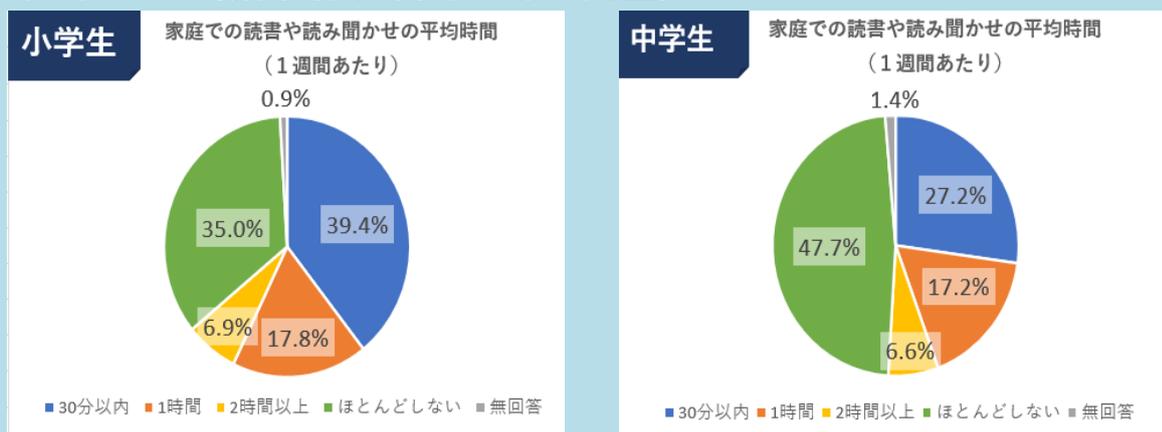
4. 家庭における子どもの読書活動の現状と課題

本宮市では平成26年度より毎年11月～12月に「読書に関する調査（本宮市付帯調査）」を独自に実施し、主に家庭での子どもの読書活動の状況を調査しています。

令和4年度の調査によると、まず、本宮市の子ども家庭での読書時間では、小学生では週に30分以内が39.4%、1時間以内が17.8%、中学生では30分以内が27.2%、1時間以内が17.2%となり、また読書時間が「ほとんどない」と回答した割合は、小学生では35.0%、中学生では47.7%となりました。

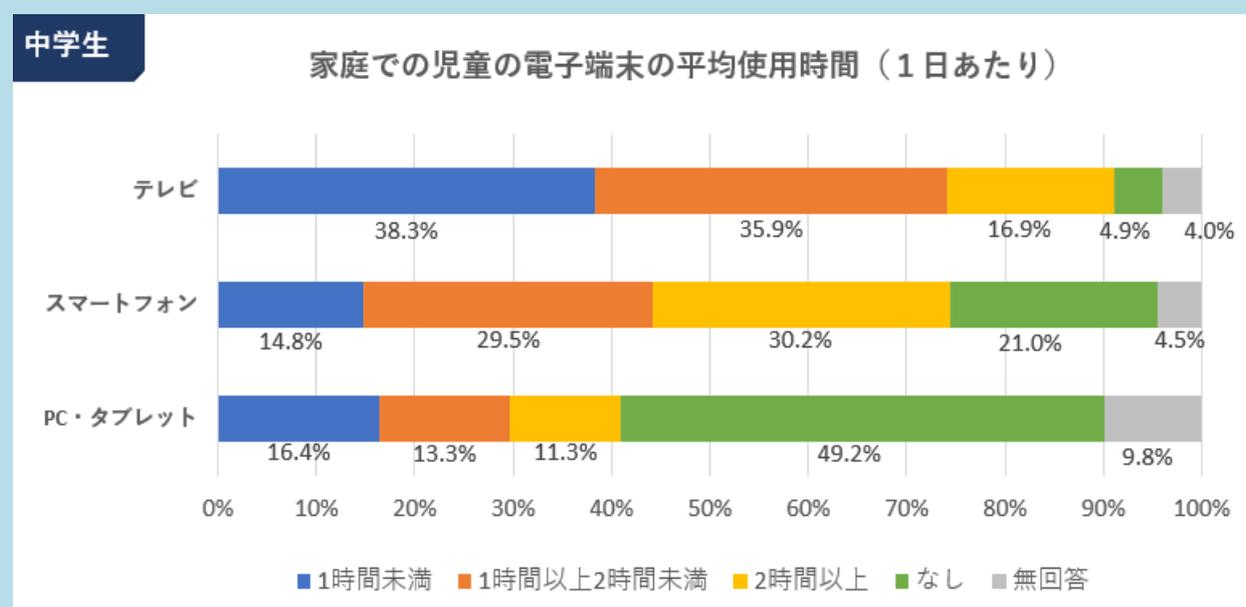
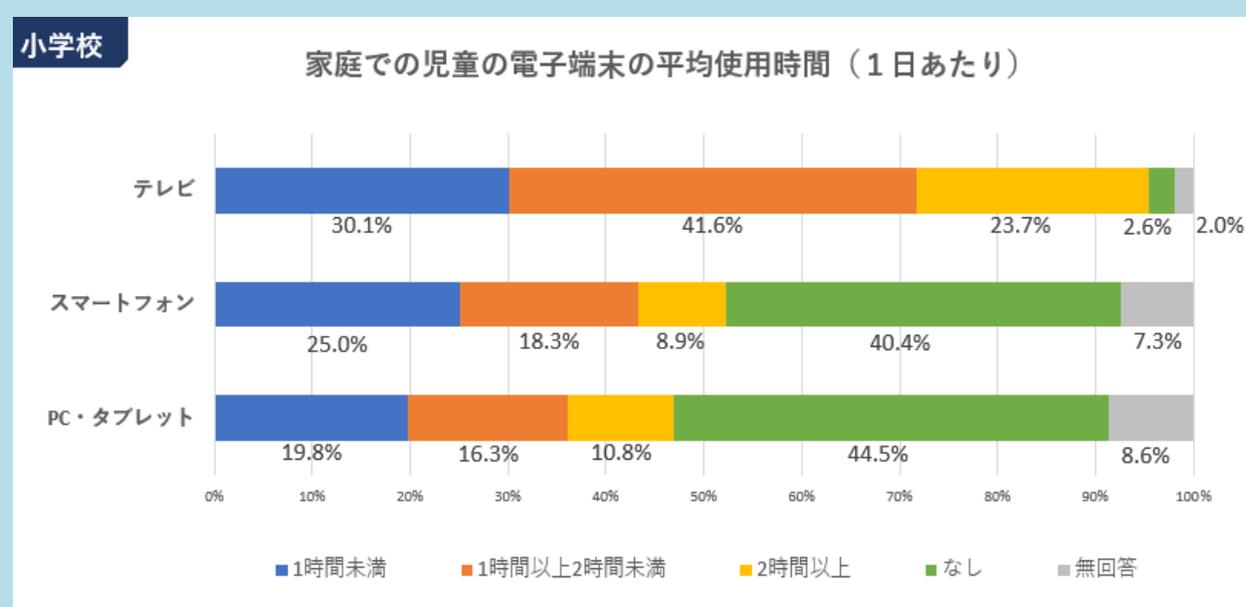
平成30年度の調査と比較すると、ほとんど読書をしない子どもの割合は小学生では6.1ポイント、中学生では6.2ポイント増加し、小学生の5割以上、中学生の4割以上が週に1時間以内、小学生の3割以上、中学生の4割以上がほとんど読書をしないと回答する結果となりました。

① 家庭での読書時間（令和4年度調査）



次に、家庭で子どもたちの電子端末の平均使用時間の調査では、1日平均の「家庭でのテレビの時間」は、小学生は1時間以上2時間未満が最も多く41.6%、中学生では1時間未満が最も多く38.3%となり、「スマートフォンの使用時間」は、小学生では1時間未満が最も多く38.3%となり、「スマートフォンの使用時間」は、小学生では1時間未満が最も多く25.0%、中学生では2時間以上が最も多く30.2%、「PC タブレットの使用時間」は、小中学生ともに1時間未満が最も多く、小学生で19.8%、中学生で16.4%となりました。1時間以上スマートフォンを使用する中学生の割合が、6割以上にのぼる結果となっています。

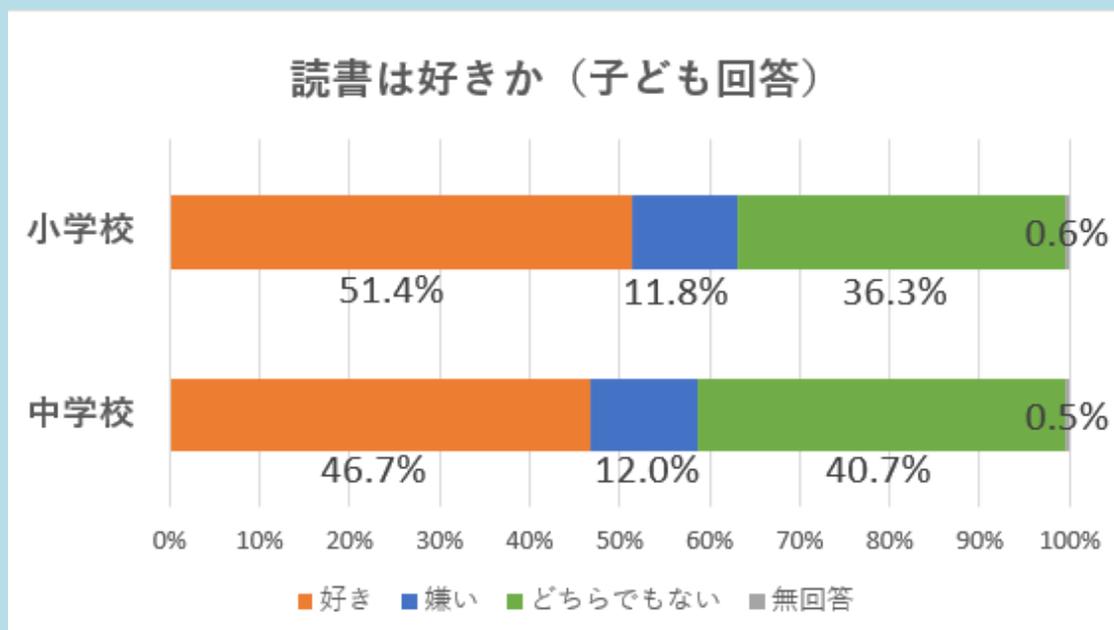
② 家庭での電子端末の平均使用時間（令和4年度調査）



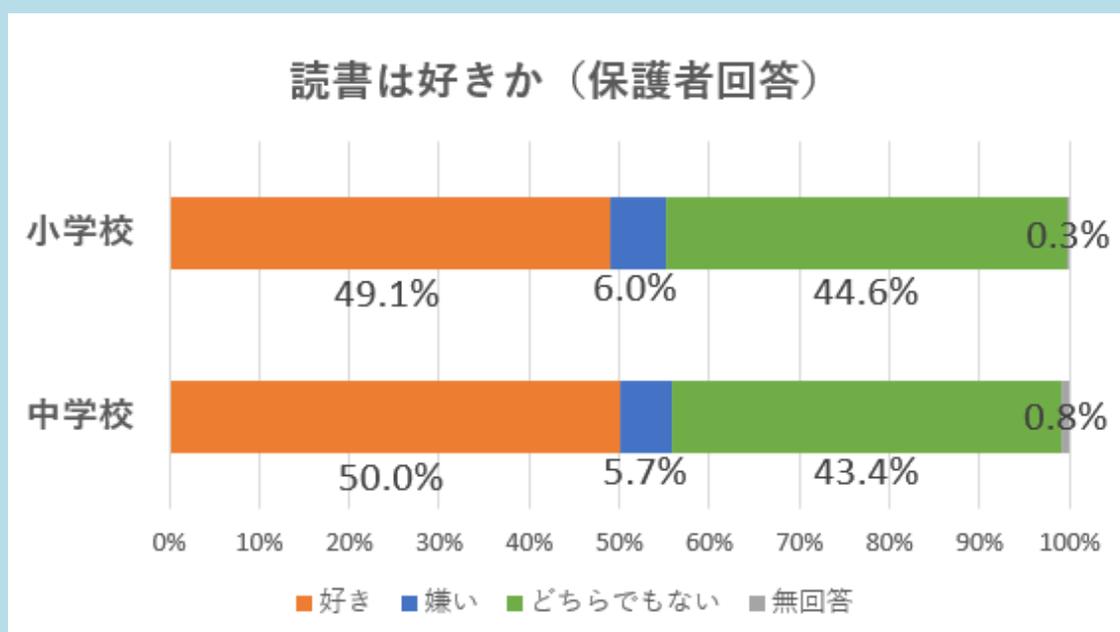
また「読書が好きか」という項目では、平成30年度調査と比較すると、「好き」と回答した小学生は2.0ポイント減少、中学生は3.9ポイント減少しています。

一方で、好きでも嫌いでも「どちらでもない」と回答した割合は、小学生が36.3%、中学生が40.7%となっており、この中間層に対して読書への関心・興味をもたせて読書を好きになってもらうことが課題となります。

③ 読書は好きか_子ども回答(令和4年度調査)



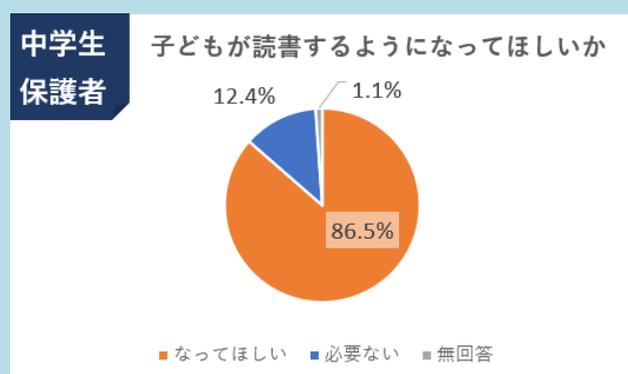
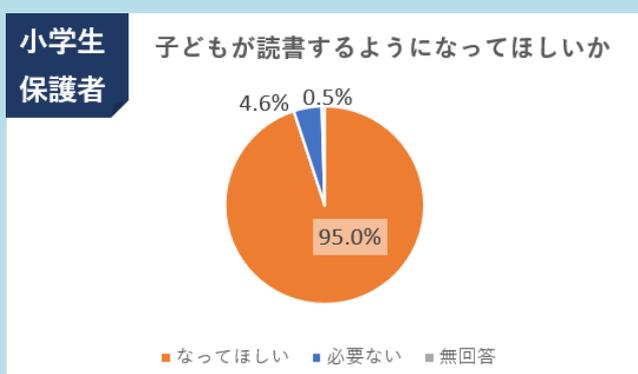
③ 読書は好きか_保護者回答(令和4年度調査)



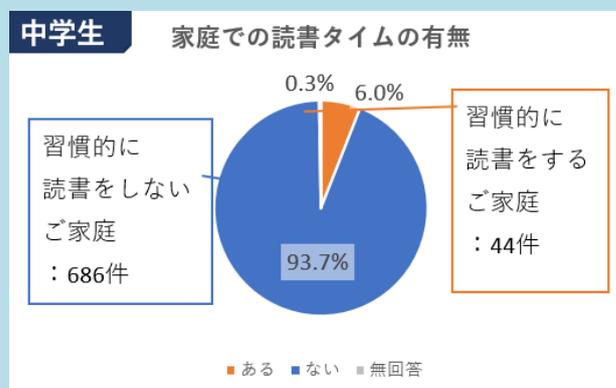
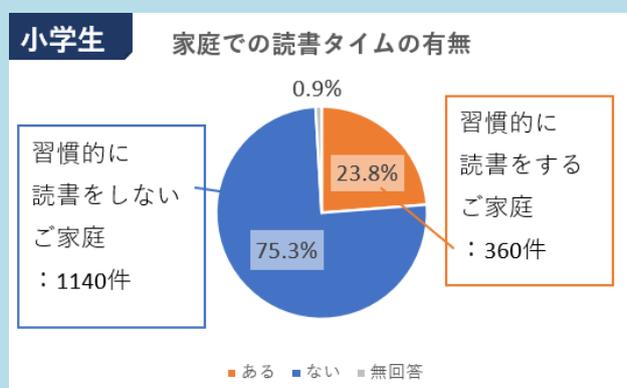
それから「子どもに読書をするようになってほしいか」という保護者の子どもの読書への関心をみる項目では、小学生の保護者の95.0%、中学生の保護者の86.5%が子どもに読書をするようになってほしいと回答しています。

一方で、家庭での「読書タイム」を設け、習慣的に読書に取り組む家庭の割合は、小学生の家庭で23.8%、中学生の家庭では6.0%となっています。

④ 読書するようになってほしいか（令和4年度調査）



⑤ 読書タイムの有無（令和4年度調査）



これらの結果から、本宮市の子どもたちが本を好きになり、家庭での自由時間に自ら読書をするためには、家庭で保護者と一緒に絵本を読んだり、本について語り合う「読書タイム」を意識的に設定したり、本をそろえたり（借りたり）する機会を増やす、といった家庭での読書を促す働きかけや環境整備が必要であることがわかりました。

また、保護者に対しても読書の重要性を認識してもらうこと、家庭で子どもたちに読書を勧めるアプローチの方法やノウハウについて伝えていくことが、必要かつ重要であると考えられます。

5. 公共図書館（しらさわ夢図書館）における子どもの読書活動の現状と課題

公共図書館（しらさわ夢図書館・分室含む）での貸出人数は、令和4年度が総数29,757人でその内6歳以下の利用が最も多く6,051人でした。貸出冊数は総数143,303冊で、そのうち児童書の貸出数が101,158冊で、総貸出数の約70.6%を占めています。

専門職としての司書のあり方や職務の内容の見直しなども図り、司書が職業集団として、その力が発揮できるような体制づくりや研修などが不可欠になります。

※6
また、本宮市にはしらさわ夢図書館と分室があり、その2つの窓口で児童サービスを行っていますが、それぞれ独立しているものではなく、組織として一体となった児童サービスを考えていくことが求められています。令和5年4月のしらさわ夢図書館リニューアルオープン後は特に、図書館・分室の相互の資料の行き来だけでなく、職員やスタッフが双方を補完しあいながら、どちらでも同様の児童サービスを提供することを推進しており、今後もより連携していくことが必要です。

公共図書館では、子どもへの「読書」への誘い及び保護者への読み聞かせの啓発のため、毎月定期的に「おはなし会」を開催しています。令和4年度は、公共図書館で合計32回のおはなし会を開催し、809人の子どもとその保護者が参加しました。

こうした「おはなし会」の開催には、図書館司書だけでなく、「おはなしボランティア」や「読書ボランティア」の協力が不可欠ですが、近年そのボランティアが就業したり高齢化などにより、担い手が減少しているのが現状です。今後の人材の発掘及び養成が、これからの大きな課題になっていきます。

さらに、公共図書館の利用促進事業を展開するためには、絵本・児童書を中心とした図書館資料の内容と量を充実させる必要があります。また、公共図書館を利用するためには、多くの場合車などの交通手段がなければ子どもは一人では来館できません。そのため、子どもだけでなく保護者をはじめとした子どもを取り巻く大人に、公共図書館が子どもの読書活動を推進する重要な施設であることを理解してもらい、本宮市公共交通システムの利用を促すなどして、積極的に来館できる環境づくりと広報・啓発活動が重要になります。さらに、学校図書館を窓口にした公共図書館の図書提供にもより力を入れて、子ども達が読みたい本をスムーズに提供できる体制の推進が必要です。

また、直接来館できない子ども（大人も含めて）や障がいのある子どもや外国人の子どもなどに対して、どのように等しく本や読書の機会を提供していくかその体制づくりも今後の大きな課題といえます。

図書貸出数の推移					(単位：冊)
年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
しらさわ夢図書館	74,796	88,674	84,518	82,615	85,801
分 館	23,731	12,858	-	44,955	44,211
移動図書館車	7,513	4,828	-	7,781	13,291
合 計	106,040	106,360	84,518	135,351	143,303

6. 学校図書館における子どもの読書活動の現状と課題

第二次計画に基づき、平成 26 年 4 月から学校図書館に学校司書が配置され、現在は 2 名の学校司書が 7 つの小学校と 3 つの中学校の学校図書館を担当しています。

この学校司書の配置により、市内小中学校の図書貸出合計数は、学校司書配置以前の平成 25 年度の 29,386 冊から令和 4 年度の 61,449 冊へと大幅に増加しました。しかし、学校により学校図書館の開館時間や貸出可能図書数に違いがあるため、学校ごとに貸出数が大きく異なります。貸出数が多いところでは、児童・生徒一人当たり年間 51 冊で、最も少ない学校では 6 冊という差があります。

また、公共図書館と学校図書館のネットワーク化により、それぞれの蔵書が検索でき予約や貸出のできる体制が整い、現在は公共図書館から学校図書館への貸出のほかに、学校図書館相互の資料貸借も行っています。さらに、学校図書館の活性化には運営主体である学校長や司書教諭が学校図書館についての認識を深めることが非常に大切であることから、学校図書館経営に関する研修会などへの積極的な参加を促し、さらなる学校図書館運営の向上が求められます。



市内小学生の図書館訪問



市内の学校図書館

7. 第三次計画の成果と課題

第三次計画（令和元年度～令和5年度）では、3つの基本方針のもとに11の施策を掲げて、そのもとに各種事業を展開して参りました。ここでは第三次計画の3つの基本方針について、代表的な施策を取り上げて、その成果と今後の課題を示します。

基本方針1 子どもの発達段階に応じた取組による読書習慣の形成

(1) 読書環境の整備

(2) 子どもへの十分な図書提供

(3) 発達段階に応じた読書活動の支援計画づくり

(4) 資源共有化による市内全域への平等なサービス計画づくり

(主な成果)

- ・公共図書館・分室の改修、移動図書館の新設等によりハード面での読書環境が整い、来館人数が増加しました。
- ・館内貸出し図書については、年次で更新し充実を図っており、公共図書館・分室・移動図書館とも貸出数が増加しました。
- ・公共図書館においては、ブックスタート・アニメーション・出張おはなし会・ブックトークなどを市内保育所・幼稚園・小学校等で実施しており、発達段階に応じた読書活動支援事業を数多く展開し園行事・学校行事として定着をしてくれています。
- ・図書館司書・学校司書が図書館・学校図書館システムネットワークを活用して、相互の蔵書を検索し提供する体制が整い、相互利用数が増加しています。

(課題)

- ・館外貸出し用図書（団体貸出し、移動図書館貸出し）の蔵書の更新が不十分であり、今後さらに充実させて、公共図書館を利用できない子どもたちにも年齢に合う適切な図書を提供することが必要です。
- ・学校図書館は、学校により学校図書館の規模や蔵書などに格差があり、不足している学校図書館には基本図書を軸に充実させる必要があります。
- ・学校図書館は児童生徒の読解力・学力向上に資するため、より専門的な読書教育計画を策定し、実施する必要があります。

- ・公共図書館だけでなく、保育所・幼稚園・学校等と共有できる子どもの心や脳の発達のための専門的な知見に基づいた統一的な読書活動支援の計画を策定することが必要であります。
- ・本宮市全体で、子どもの集まる施設や場所へ子どもの本を配置するサービスステーションを増やし、「いつでも、どこでも、だれとでも」子どもが本に触れることができるサービス計画づくりが必要であります。



移動図書館利用の様子



アニメーションの様子

基本方針 2 家庭・学校・地域等の社会全体での取組の推進

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (2) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (3) 地域における子どもの読書活動の推進
- (4) 子どもに関わる組織・団体・関係機関との協力・連携体制

(主な成果)

- ・ブックスタート事業などをおして、保護者に乳幼児からの絵本の読み聞かせの大切さについて伝え、家庭での読み聞かせの普及、図書館の利用を図りました。
- ・公共図書館・分室・移動図書館の改修・新設などの際にはオープニングイベントや披露式などを行い、広く市民へ周知し利用を促しました。
- ・定期的に「市内保育所・幼稚園・学校図書担当者会議」を開催し、図書館事業の案内や相互の情報交換を行い、相互理解を深めました。

- ・おはなし会などのイベントのチラシや図書館からのオススメ本リストの配布などを行って参加を促しました。
- ・図書館専用のホームページやツイッターの開設などを通じて、図書館の情報を逐次更新できる体制を整えました。
- ・図書館事業においてボランティア団体（個人）と協働し、市内保育所・幼稚園・学校などで読み聞かせや学校図書館環境整備のボランティア活動を行いました。

(課題)

- ・市外からの転入者や図書館から遠い地域に住む市民への情報の提供が不十分です。
- ・図書館（分室）の利用を案内し、新規利用者を獲得するために、恒常的に図書館の利用や情報についての発信をすることが必要です。
- ・学校等の要望に対応する読書ボランティアが十分ではありません。今後の人材の発掘・育成が必要です。
- ・保育所・幼稚園・学校等における図書担当者以外の教職員に対して、読書や図書館についての情報を共有できる体制を整え、共通理解をもって対応する必要があります。
- ・関連団体と連絡を密にして調整することができず、要望を十分にくみ取ることができなかつたため、ニーズの事前把握が必要です。
- ・人が集まる機会が制限されていたこともあり、直接サービスが十分にできなかった。今後は、間接サービス（遠隔サービス）の方策を考える必要があります。



ブックスタートプラス（1歳6か月健診）



移動図書館「モトム号」披露式

基本方針3 子どもの読書活動を支える人材の育成と活用

- (1) 専門職員体制の充実
- (2) 学校司書の配置と学校図書館の充実
- (3) 読書ボランティアの支援・連携

(主な成果)

- ・組織体制の変更（中央公民館図書室の分室化）があり、それに伴った図書館司書の増員や中央公民館における代行員制度の導入などを行い、図書館と分館を支える体制が充実しました。
- ・図書館司書・学校司書の専門知識の習得のため、福島県立図書館等での専門研修会への派遣を行い、専門性の向上に努めました。
- ・アニメシオンの専門講師を招き、館内職員研修を実施し点が技術の習得につながりました。
- ・読書ボランティア養成講座を開催し、現在活動する読書ボランティアの資質の向上と新しい人材の育成を図りました。
- ・毎月、読書ボランティア打ち合わせ会を開催し、選書の打合せなどを行いました。

(課題)

- ・学校司書が複数校兼任のため、それぞれの学校図書館の業務に専念する時間が限られており、一つの学校で支援する時間が比較的少ないです。
- ・専門職を活用するための組織全体の見直しが必要です。
- ・市内保育所・幼稚園・学校からの読み聞かせボランティア等の依頼が増えているが、それに対応できるだけの読書ボランティアが不足しています。
- ・司書・学校司書が読書活動・読書指導についてより専門的な知識を継続的に学べる場が必要です。



読書ボランティア養成講座

第3章 第四次子ども読書活動推進計画の基本方針と取組

1. 基本方針

第2章で述べたとおり、本宮市教育振興基本計画（第3期計画）では、基本理念「笑顔あふれる共育のまちもとみや～夢・生きがいをもち、共に育み、共に育つ教育を目指して～」の実現に向け、幼児教育、学校教育、生涯学習の場における読書活動を重要視しています。

第四次計画では、第三次計画における課題等を検証した上で、計画の重要性・連続性を考慮して、基本方針及びそのための取組みについては基本的に継承することとします。さらに、国において策定された「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」推進のための主な方策等も踏まえて、本宮市における課題を解決するための新たな取組みを追加することとします。

《基本方針》

1. 子どもの発達段階に応じた取組による読書習慣の形成
2. 家庭・学校・地域等の社会全体での取組の推進
3. 子どもの読書活動を支える人材の育成と活用

2. 基本方針の取組

基本方針1 子どもの発達段階に応じた取組による読書習慣の形成

読書は、子どもの心身の成長過程において、計り知れない役割を果たしています。また、近年の文部科学省の調査においては、子どもの読書が将来の学力に深く関わっていることが明らかになってきています。子どもが自主的に本に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけることができることは、よりよい人生を送るための最も大切なことです。そのために、より専門的な見地から乳幼児期、少年期、思春期、青年期とそれぞれの成長過程で読書の楽しさを知ることができる機会の提供と充実に努めます。

(1) 読書環境の整備

子どもの読書は、家庭・学校・地域とさまざまなところで行われます。

また、子どもの読書活動と一口に言っても、読書をする以前の乳幼児期の「ことばの習得」のための読み聞かせやお話（ストーリーテリング^{※1}）を聞く「耳からの読書」の段階から、次第に一人で読書活動を行うようになるまでもさまざまな段階があるように、子どもの読書の推進の方法にはさまざまな形があり、その提供の仕方も子どもの成長に合わせていかななくてはなりません。

「子どもの読書活動は、子どもにとって『生きる力』を育む大切なものである」という共通認識のもとに、すべての子どもがあらゆる場所で、自主的に読書活動に取り組めるよう、環境を整備していきます。

(2) 子どもへの十分な図書提供

子どもの読書活動活性化には、対象となる図書などの資料の充実が不可欠です。

そのため、子どもたちへ平等に図書などを提供することのできる公共図書館や学校図書館は、子どもが家庭や地域そして学校で、子どもたち個々の興味や関心を引き出すことのできる魅力的で良質な図書などを豊富に準備して提供することが必要です。

また、公共図書館は、社会的・文化的不平等や格差を解消し、平等な学習機会を提供する生涯学習の中核的施設でもあります。この機能をさらに高めるために、図書館資料をより充実させていきます。

また、図書館資料の対象については、読書バリアフリー法や読書バリアフリー基本計画に基づくアクセシブルな資料や媒体の提供、外国人の子どもにも読める多言語資料など、これまでにない多様な資料にも目を向け、その必要性等について検討するように努めます。

なお、デジタル社会に対応した電子書籍等の活用や学校図書館・公共図書館のDX化については、現在、読書本来の在り方や子どもたちの心身の健康や発達への影響について専門家から様々な意見があり、慎重に判断していく必要があります。そのため様々な分野の専門的な情報・知識の収集に努め、判断・対応していきます。

(3) 発達段階に応じた読書活動の支援計画づくり

子どもの読書活動は、発達段階を考慮に入れる必要があります。子どもの成長や発達段階に合わせた読書活動支援のための計画をたて、それぞれの発達段階において適切に図書に親しむことのできる支援を行います。

(4) 資源共有化による市内全域への平等なサービス計画づくり

子どもたちに、良質の図書を提供し続けるためには、「公共の図書」を地域的格差が生じないように配慮しながら提供することが大切になります。そのためには、ネットワークシステムの効果的な活用と、子どもたちが集う機関や場所などへの団体貸出、移動図書館の運行及び、子ども文庫や地域文庫、病院への貸出など、きめ細かい「公共の図書」の提供が必要です。そのため子どもが図書に親しめる市内の施設への提供サービス計画を作成します。

基本方針 2 家庭・学校・地域等の社会全体での取組の推進

子どもの読書活動は、家庭、学校、地域等がそれぞれの役割を果たし、そのうえで連携してこそ、その効果を発揮します。子どもの成長にとって読書が不可欠であるという共通認識のもと、社会全体で子どもの読書活動を支援していく必要があります。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動の推進及び読書習慣形成の基礎は、家庭にあります。

子どもにとって、もっとも身近な存在である保護者が、読書の重要性を理解し、子どもと一緒に読書の楽しみを分かち合い、読書に親しむことが大切です。

乳幼児期からの家庭での読み聞かせは、のちの言語の発達や学力向上に非常に関係があることが明らかになっています。そのためには、「おうちで読み聞かせ」を合言葉に、保護者が子どもに家庭で読み聞かせをすることが習慣化するような働きかけ、広報・情報提供に努めます。

さらに、一人読みができる学童期以降も、家族の支援や励ましが必要です。家庭において家族みんなで読書に親しむ「家族読書」を普及・定着させ、子どもの読書習慣が形成できるよう推進します。

また、公共図書館・保育所・幼稚園・学校、児童館などで子どもに関わるすべての大人に、子どもの読書の重要性を認識してもらうことも大切です。そのため、関係機関は定期的なおはなし会や講座・フォーラムなどを通じて、読み聞かせを実施したり、絵本についての情報を提供したりしながら、読み聞かせの大切さ・意義について広く普及を図ります。

(2) 保育所・幼稚園・学校等における子どもの読書活動の推進

乳幼児期から読書の楽しさを知ることができるよう、保育所・幼稚園等においては、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行う必要があります。そのため、保育所・幼稚園などでは読み聞かせやおはなし会、アニメーション^{※3}などの開催を推進するとともに、保護者に対し読み聞かせの大切さや意義を広く普及する活動を行います。

学校においては、子どもの読書習慣を形成していく上で、学校や教員の果たす役割が大きいことを踏まえ、学校図書館の活用を中心に、発達段階に応じた体系的な読書指導の重要性を示し、すべての子どもへの読書活動を支援します。その際の留意点は、読書の量だけを増やすことを目的とするのではなく、読書の質を高めていくことを目的とします。また、子どもが本に触れる機会を作り、読書に親しむ時間を確保することに努めます。さらには、図書委員会を活用し、子どもたちが自ら学校図書館の運営や活動に参画して子どもが主役になれる機会を設けます。

こうした活動を行うに際して、必要であれば絵本・児童書や子どもの読書に対する専門的見地を持つ公共図書館等から指導・助言・支援及びボランティアなどの外部からの人的支援などを積極的に受け入れます。

(3) 地域における子どもの読書活動の推進

公共図書館は、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を果たしていくため、資料及び人材を充実させていく必要があります。また、子どもの読書のために活動している民間団体（地域文庫、読み聞かせサークル、語りの会等）を把握し、それらの団体の活動への支援や協力ができる体制を整備していきます。

(4) 子どもに関わる組織・団体・関係機関との協力・連携体制

子どもや読書に関わる組織・団体・関係機関（保育所・幼稚園・学校・文庫・ボランティアなど）と公共図書館が、互いの情報を交換できる体制をつくり、連携・協力して子どもの読書活動を推進していきます。

基本方針3 子どもの読書活動を支える人材の育成と活用

子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実及び地域における連携を推進していくには、活動の中心となる人材を育て、その能力を十分に活かせる環境を整えることが必要です。

子どものいる家庭の保護者や保育所・幼稚園、学校、公共図書館の職員はもちろん、子どもたちと関わりを持つ人たちに読書の大切さを知ってもらうための機会の提供、さらには、おはなし会や読み聞かせができる読書活動ボランティア等の育成と活用に努めます。

(1) 専門職員体制の充実

図書館の司書は、職務内容からその専門性が問われます。特に、児童サービス^{※6}に関しては、「子どもと図書を結びつける」という重要な職務を担う専門性が要求されます。それは、図書そのものに深い知識と理解が不可欠である上に、相手となる子どもの心理や趣向、そして発達段階なども考慮し本を提供することから、経験やその資質が必要とされます。

そして、子どもの読書を推進する上で、関係機関との調整、図書の紹介、読み聞かせやおはなし会のアドバイス、図書の選書などは、司書が担うため、専門司書の育成は重要な環境整備となります。

また、専門司書は、さまざまな子どもの読書活動の場へ出向き、読書指導や情報提供、アドバイス及び広報活動などを行い、地域における子どもの読書活動の活性化のための中心的役割を担います。

さらに、司書は急速に変化するデジタル社会の到来に対応し ICT を効果的に活用する知識や技術、様々な図書館資料を整備するなど、多様な子ども達に個別最適な読書環境を実現するためのスキルや技術・知識の習得のための研修を行います。

(2) 学校司書の配置と学校図書館の充実

学校図書館には、読書の楽しさやすばらしさ、図書を使って調べ、学ぶことを教える司書の存在がきわめて重要となります。そのことが読書の量や質が学力の向上に資することが明らかになってきており、基礎学力の向上には読書力・読解力の向上が必須となっているからです。

そこで、読書の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った学校司書を配置・活用することで、学校図書館の本来の目的である「読書センター」「学習・情報センター」という機能を果たすことができます。そのためには、学校図書館運営を担当する司書教諭^{※7}配置に加え、学校図書館に関する業務を担当する職員である学校司書を適切に配置し、司書教諭や公共図書館等と連携しながら多様な読書活動を企画・運営し、学校図書館サービスの改善と充実を図ってまいります。

また、GIGA スクール構想による学校の ICT 化に対しては、既存の図書資料に対する知識に加えて、デジタルリテラシー^{※8}の向上のために必要な知識・スキルを持ち、児童生徒の発達段階や教育目標に適切な資料の提供を選択・提案できる学校司書がいることが大切です。そのためのスキルや技術・知識の習得のための研修を行います。

さらに公共図書館・学校図書館ネットワークシステムの機能を充実・発展させるためには、公共図書館と学校をつなぐ存在が必要となることから、学校司書の存在意義は今後ますます重要となります。

(3) 読書ボランティアの支援・連携

子どもの読書活動をより積極的に行うため、すでに活動している読書ボランティアへの支援と連携は重要になります。そのために、草の根で活動しているボランティアを把握し、公共図書館などのボランティア登録制度への人材の登録を促します。

さらに、現在活動している読書ボランティアに対しては、子どもの本についてより深く学び、活動に役立てられる研修会などを開催し、スキルアップに努めます。

また、新しい人材を育成していくために、読書ボランティア養成講座等を開催し、読書活動の支援を必要とする場への派遣につなげていきます。

第4章 施策の展開

1. 家庭での取組

子どもの読書習慣の形成及び自主的な読書の実践の基礎は、家庭にあります。

保護者が読書の重要性を理解し、子どもに絵本などの読み聞かせをしたり、子どもと一緒に読書を楽しむ時間を設けることが重要です。

公共図書館等では、児童書等の情報提供をするとともに、おはなし会などを実施し、家庭での読書をバックアップします。

- | | |
|---------------------------------|------|
| ・家庭での読み聞かせの実践
※9 | (継続) |
| ・ブックスタート事業などを通じて家庭で本に触れられる環境づくり | (継続) |
| ・公共図書館等からの情報の利活用 | (継続) |
| ・読書フォーラムへの参加 | (継続) |
| ・子どもに合った図書の選び方の学習 | (継続) |
| ・各種読書活動推進事業等への積極的参加
※10 | (継続) |
| ・家族読書パンフレット(新版)の活用 | (更新) |
| ・家庭における読書(家族読書)の実践 | (新規) |
| ・親子読書会への参加 | (新規) |



令和5年度本宮市読書感想画コンクール 最優秀賞

五百川小学校3年 椎根大智さんの作品



令和5年度本宮市読書感想画コンクール 優秀賞

本宮まゆみ小学校1年 相楽心春さんの作品

2. 保育所・幼稚園・学校等での取組

【保育所・幼稚園】

就学前の子どもたちが、「おはなし」を聞く楽しさを知り、物語への感動を体験することは、豊かな感受性を育て、想像力を養い、自然や社会に対する基礎的な認識を深めるためにも極めて重要なことです。

保育所・幼稚園においては、子どもたちが本に親しみふれる機会を多くし、読み聞かせ等の豊かな読書体験の実現に努めます。

- ・ 教育・保育現場における絵本、紙芝居等の積極的活用 (継続)
- ・ 園内、所内の絵本コーナーの充実 (継続)
- ・ おはなし会、出張おはなし会※11の定期的開催 (継続)
- ・ 家族読書の広報・啓発 (継続)
- ・ 保護者向けの読み聞かせ講座の開催 (継続)
- ・ 保育士・幼稚園教諭対象の絵本講座の開催、情報交換会の開催 (継続)
- ・ 移動図書館の利用推進※12 (継続)
- ・ 保育所・幼稚園職員の読書活動推進研修会等への参加機会の提供 (継続)
- ・ 保護者会等での読書活動推進の啓発 (継続)
- ・ 団体貸出「ドリーム文庫」※13の利用推進活動 (新規)
- ・ 園文庫の活用・貸出 (新規)



令和5年度本宮市読書感想画コンクール 優秀賞

岩根小学校2年 佐藤結衣さんの作品



令和5年度本宮市読書感想画コンクール表彰式

【学 校】

学校においては、学校図書館の有効利用と読書活動の積極的推進により、子どもたちの読書習慣の確立を目指します。公共図書館と学校図書館のネットワークを更に充実し、公共図書館からの学校図書館支援及び連携によりサービスの向上に努めます。

- ・子どもの発達段階に応じた読書指導計画の策定、実施 (継続)
- ・団体貸出「ドリーム文庫」の活用 (継続)
- ・出張おはなし会の開催 (継続)
- ・全学年を対象としたブックトークなどの実施 (継続)
- ・朝の読書活動の推進と家族読書の広報・啓発 (継続)
- ・授業での学校図書館活用と資料提供 (継続)
- ・司書・学校司書・司書教諭による情報交換会の開催 (継続)
- ・学校図書館ネットワークシステム※14の利活用 (継続)
- ・学校司書の適切な配置、研修の充実 (継続)
- ・読書活動ボランティアの養成、支援、連携 (継続)
- ・特別支援学級の児童生徒への読書指導や資料提供 (継続)
- ・スクールe ネット活用による図書・読書活動情報※15の発信 (継続)
- ・保護者会、PTA 行事における読書に関する出前講座の開催 (継続)
- ・学校図書館の保護者への貸出 (継続)
- ・教職員対象の学校図書館利用説明会・校内研修会の開催 (継続)
- ・学校図書館の蔵書点検、適切な選書・執行計画の策定 (継続)
- ・司書教諭研修会への参加 (継続)
- ・公共図書館からの推薦図書の紹介・貸出 (継続)
- ・学校の教育課程における公共図書館の蔵書活用 (継続)
- ・効果的な学校図書館運営のため、司書教諭と学校司書との連携 (継続)
- ・公共図書館と連携した、保護者向けの子どもの本に関する講座の開催 (継続)

3. 地域での取組

家庭・学校等への人的、物的支援体制の強化、保護者・教職員との情報ネットワーク形成、専門職の体制強化、読書ボランティアの養成と支援、読書の街づくりの環境整備や総合的な子どもの読書活動支援計画作成と実施に努めます。

【公共図書館】

子どもたちが公共図書館に求めるものは、興味や関心など発達段階によってさまざまです。

子どもたち一人ひとりの要望に応えられるように、幅広い資料の収集と見やすく探しやすい書架づくりや展示、親しみやすい雰囲気づくりなど、数多くの図書にふれる機会と環境を提供します。

また、「おはなし会」や「特別企画展」等の事業を通して、一人でも多くの子どもたちが公共図書館に足を運ぶことにより、公共図書館を身近に感じてもらうとともに、さまざまな分野の図書にふれることで、新しい発見や様々な読書活動に親しむ機会と空間を提供します。

- ・ 良質な本を確保・提供するための児童図書購入費の十分な確保 (継続)
- ・ 発達段階に沿った読書支援計画、子どもが本に親しめる提供計画の策定、実施 (継続)
- ・ 発達段階に合わせた各種おはなし会、読書教室、読書会の開催 (継続)
- ・ 図書館体験・司書体験講座の実施 (継続)
- ・ 企画展・推薦図書等展示による本の紹介 (継続)
- ・ 新刊案内、各種推薦図書リストの作成・配布 (継続)
- ・ 読書感想文・読書感想画コンクールの開催 (継続)
- ・ ビブリオバトル (知的書評合戦) の企画・開催 (継続)
- ・ ネットワークシステムの利活用及び周知 (継続)
- ・ 妊婦検診、乳幼児健診などにおけるブックスタート等の開催 (継続)
- ・ 保護者向け子どもの本の選び方講座の企画・開催 (継続)
- ・ 保護者、利用者向け子どもの読書フォーラムの企画・開催 (継続)
- ・ 生涯学習事業 (家庭教育・青少年教育) での子どもの読書に関する啓発活動 (継続)
- ・ 保育士、幼稚園教諭、司書教諭等への研修会の企画・実施 (継続)

- ・各種推薦図書、児童図書賞受賞作品等の情報提供 (継続)
- ・読書活動ボランティアの養成講座の開催 (継続)
- ・読書活動ボランティア、お話ボランティアなどの個人・団体との連絡・連携 (継続)
- ・専門研修会等への司書（学校司書）の派遣 (継続)
- ・学校司書・司書教諭からの業務相談受付、アドバイスの提供 (継続)
- ・「読書の記録」^{※17}「スタンプラリー」の活用・普及 (継続)
- ・図書館ホームページ、SNSによる図書・読書活動に関する情報提供 (更新)
- ・「家族読書」パンフレット(改訂版)の作成・配布・周知 (新規)
- ・園文庫、学級文庫の活用支援 (新規)
- ・親子読書会の企画・開催 (新規)
- ・読書教室（読解力養成講座）の企画・開催 (新規)
- ・図書館DX化についての情報収集・検討 (新規)
- ・電子メディアについての情報収集・検討 (新規)

【その他の施設等】

えぼか（本宮市民元気いきいき応援プラザ）等で実施される乳幼児健診を活用して、受診する親子に乳幼児期の絵本の読み聞かせの大切さを伝えます。また絵本を提供して、家庭での絵本の読み聞かせの実践と子どもの読書習慣形成を促します。

このほか、育児サークル、放課後児童クラブなどへの出前おはなし会や推薦図書の団体貸出などを行います。

- ・ブックスタート事業等による家庭での読み聞かせの奨励 (継続)
- ・子育て事業等との連携による家庭での読み聞かせの啓発活動 (継続)
- ・出前講座、出張おはなし会（市内の子どもの施設）の開催 (継続)
- ・推薦図書の団体貸出（各施設、団体へ） (継続)
- ・関係職員による子どもの読書についての情報交換 (継続)

4. 第四次計画の数値目標

計画の進捗状況を把握するため、本市の現状と第三次計画の成果と課題を踏まえ、以下のとおり第四次計画の数値目標を設定します。

【第四次計画の数値目標一覧】

	目標項目	実績(2022年度)	目標(2028年度)
1	図書館・図書室・移動図書館の児童図書蔵書数	68,813冊	75,000冊以上
2	図書館から保育所・幼稚園・学校への団体貸出数	6,740冊	7,500冊以上
3	家庭での読み聞かせ実施率(1歳6か月児)	95%	98%以上
4	家庭での読み聞かせ実施率(3歳児)	92.6%	95%以上
5	園文庫を貸出している保育所・幼稚園の割合	10%	80%以上
6	学校図書館の蔵書数(全体)	72,104冊	80,000冊以上
7	定期的に読書時間を設定している学校の割合	70%	100%
8	読書活動ボランティアを受け入れている学校の割合	70%	100%
9	1か月にまったく本を読まない児童の割合(小学生)	1.4%	1.0%以下
10	1か月にまったく本を読まない生徒の割合(中学生)	7.9%	5.0%以下
11	1か月の読書冊数(小学生)	平均 10.2冊	平均 12冊以上
12	1か月の読書冊数(中学生)	平均 3.6冊	平均 5冊以上

第5章 推進体制

1. 読書活動推進に係る基本的な考え方

子どもの読書活動は、第三次本宮市子ども読書活動推進計画に基づき、保育所・幼稚園、学校等でそれぞれ展開されてきましたが、第三次計画中は令和元年東日本台風による被災や新型コロナウイルス感染拡大の影響などがあり、全市一体の活動に至ることができませんでした。

第四次計画では、家庭・学校・地域、行政及びボランティア等の関係団体が連携しながら、推し進める必要があります。そのためにそれぞれがもつ読書活動の情報を共有し、活用することが均衡のとれた推進体制へとつながります。

本宮市教育委員会を中心に、図書行政の諮問機関である「本宮市図書館協議会」、並びに、保育所・幼稚園・学校等の「本宮市保育所・幼稚園・学校図書担当者会議」等またそれぞれの専門会議等の意見をうかがいながら、第四次計画の推進に努めます。

また、公共図書館が推進役となり、民間団体、ボランティア団体、その他の団体・施設との連絡・調整を図りながら、円滑な計画推進に努めます。

子どもが健全な人格を形成し・学力を向上させるためには読書習慣を身につけることが大変重要であることを伝えていくことは、家庭での読書の推進につながります。子どもに関わるすべての施設では、機会があるごとに読書の大切さを保護者や子どもに伝えることが必要です。

関係団体・施設は、それぞれが読書活動推進について努力するとともに、相互に連携することにより推進体制を築き、健やかな子どもの成長のために積極的な読書活動の推進に努めます。

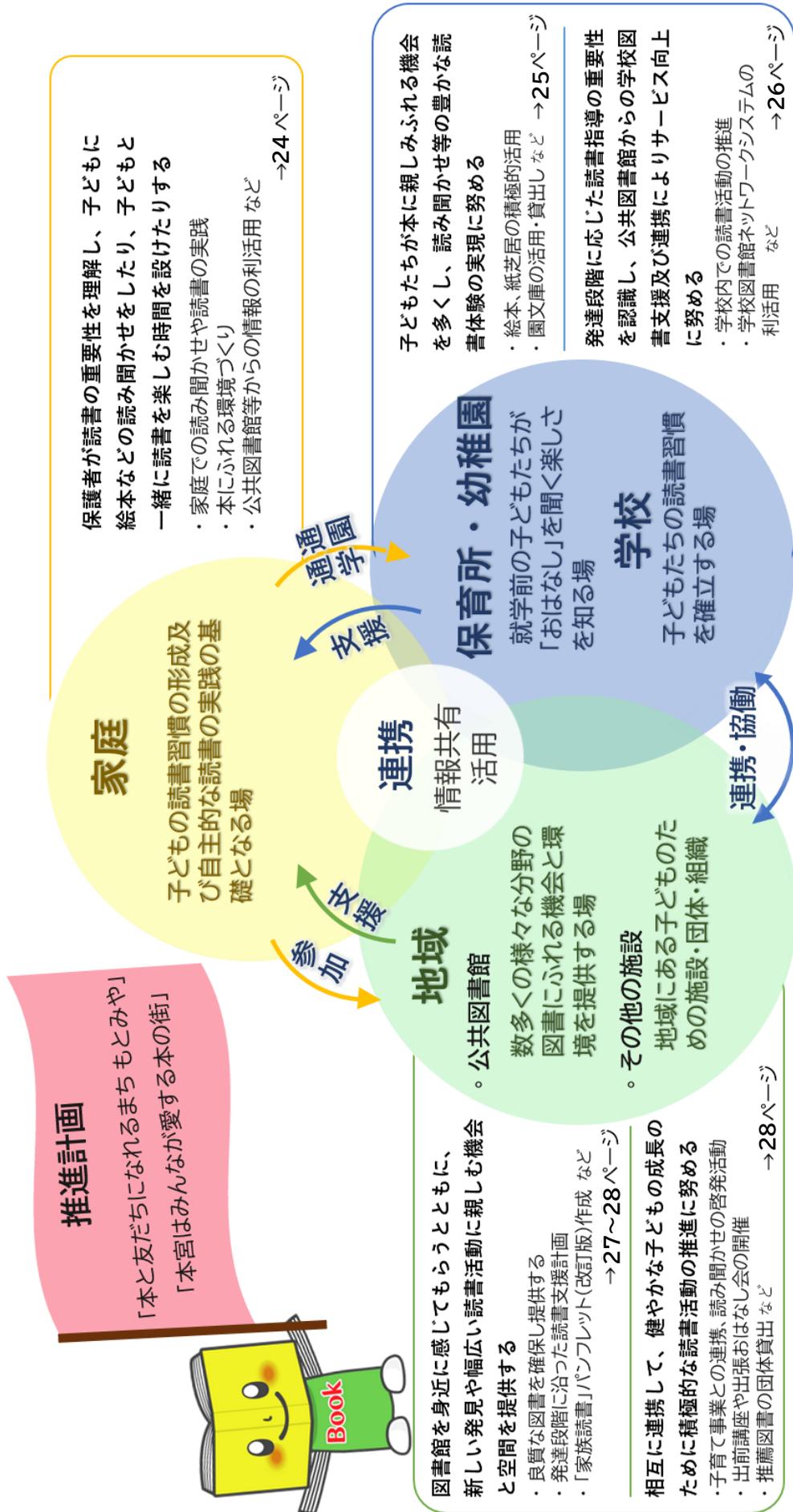
2. 読書活動推進に係る体制図

次のページのとおり

読書活動推進に係る体制図



- ### 基本方針
1. 子どもの発達段階に応じた取り組みによる読書の形成
 2. 家庭・学校・地域等の社会全体での取り組みの推進
 3. 子どもの読書活動を支える人材の育成と活用



相互に連携して、健やかな子どもの成長のために積極的な読書活動の推進に努める

- ・子育て事業との連携、読み聞かせの啓発活動
- ・出前講座や出張おはなし会の開催
- ・推薦図書の団体貸出 など

→28ページ

【用語解説】

※1 ストーリーテリング

公共図書館の司書などが、子どもたちにお話を語り聞かせること。内容は昔話から創作文学に至るまで多岐に渡り、「耳からの読書」により想像力を培い、多様な語彙の獲得などを指すための児童サービス。長じてからの読書への興味関心などを高める効果もある。

※2 ブックトーク

図書館員が子どもや成人の集団を対象にして、あるテーマのもとに何冊かの本の内容を紹介すること。本の内容について興味をもつように簡潔に語ることによって、聞き手の読書意欲を喚起し、自ら読書するように促す効果がある。

※3 アニマシオン（読書へのアニマシオン）

スペインのマリア・モンセラ・サルト氏によって考案された、子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに、読む力を引き出すために開発された読書教育。発達に沿った読書支援の計画（これをアニマシオンでは「作戦」という）を通して、子どもの読解力・想像力・コミュニケーション能力を養うことを目指す。

※4 教育 DX（教育分野におけるデジタルトランスフォーメーション）

学校が、デジタル技術を活用して、カリキュラムや学習のあり方を革新するとともに、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育を確立すること。

※5 学校司書

学校図書館の事務的、専門的業務に携わっている職員の総称。日常の学校図書館サービスにあたる職員などのこと。

※6 児童サービス

図書館が提供するサービスの中で、特に幼児から中学生程度を対象とするもの。文字や本に初めて接する年代でもあり、この時代の体験が生涯の読書習慣の形成や、図書館利用に大きな影響を与えるとされている。

※7 司書教諭

学校図書館の専門的業務にあたる職員のこと、学校教育の重要な一部分を担う者であり、教諭であることが前提とされているために特に司書教諭と名づけられている。

※8 デジタルリテラシー

コンピュータで扱える情報について適切に理解し、自ら活用できる力のこと。

※9 ブックスタート事業

ブックスタートは、自治体の乳幼児健診などで、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本をプレゼント」する事業で、1992年よりイギリスで始まった活動。

本宮市ではこのブックスタートを子どもの発達に合わせた読み聞かせの普及活動として、以下のような「ブックスタート事業」として独自に発展・普及させてきた。

- ①「プレブックスタート」…4か月児健診でわらべうたを通じて赤ちゃんへの語りかけの普及などを行う。
- ②「ブックスタート」…10か月児健診では絵本の読み聞かせを始めるきっかけを作る。
- ③「ブックスタート・プラス」…1歳6か月児健診と3歳児健診ではブックスタート後のフォローアップとして継続的な読み聞かせを啓発する。

※10 家族読書パンフレット

「家族読書」は平成28年度に二本松市・本宮市・大玉村教育委員会で構成した安達地区読書活動推進委員会において提唱された。家庭で、家族と一緒に本に親しむことを「家族読書」と名付けその普及のために「10の提案」と家庭で親しんでほしい「おススメ図書100選」の掲載された「家族読書パンフレット」を作成して、平成29年度に地区内のすべての保育所・幼稚園・小中学校の幼児・児童・生徒に配布を行い、「家族読書」の普及に努めた。

※11 出張おはなし会

図書館内ではなく、子どものいる施設（保育所・幼稚園・学校等）へ司書やボランティアが出向いて、読み聞かせや紙芝居、ストーリーテリングなどを行うおはなし会のこと。

※12 移動図書館

図書館施設の十分でない地域へ、自動車などを用いて図書や職員を乗せ、定期的に巡回し、移動して移動する分館としての機能を果たす図書館。巡回図書館ともいう。

本宮市では「モトム号」という移動図書館が令和3年8月より運行を開始して、市内保育所・幼稚園・小学校などを定期的に巡回している。

※13 団体貸出「ドリーム文庫」

「ドリーム文庫」は、あらかじめ登録された団体（市内保育所・幼稚園・学校等）に対して、定期的に団体貸出を行っている。

※14 学校図書館ネットワークシステム

本宮市で平成 24 年度に構築した公共図書館システムと学校図書館システムを結ぶ相互の蔵書検索、予約、貸出、返却が可能なネットワークシステム。

※15 スクールeネット

本宮市教育委員会が管理するインターネット上のサイトで、市内の保育所・幼稚園・小中学校の教育活動が閲覧できる。

※16 ビブリアバトル（知的書評合戦）

参加者同士で本を紹介し合い、最も読みたいと思う本を投票で決める催し。2007 年京都で始まった活動。

※17 読書の記録

公共図書館・学校図書館で借りた内容を記録帳に記帳して自分で管理・把握するシステムのこと。

本宮市では令和 3 年度より導入し、オリジナルの記録帳を作成して図書館・分館に記帳機を設置している。利用者登録をしている人なら誰にでも発行し、即日から利用が可能。



「読書の記録」発行第 1 号



ブックスタート（10 か月健診）

第四次本宮市子ども読書活動推進計画 策定経過・策定委員体制

1. 策定経過

日 程	内 容
令和5年7月28日	第四次本宮市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定
8月29日	◎第1回策定委員会開催 子ども読書活動推進計画の素案審議・作成（概要説明）
9月26日	◎第2回策定委員会 第四次子ども読書活動推進計画の素案審議・作成（意見聴取）
10月30日	◎本宮市立図書館協議会臨時会 第四次子どもの読書活動推進計画の素案審議（意見聴取）
11月20日 ～11月27日	◎第3回策定委員会 第四次子ども読書活動推進計画の素案審査（書面審査）
11月27日	第四次子ども読書活動推進計画（素案）決定
12月19日	◎教育委員会12月定例会 第四次子どもの読書活動推進計画（素案）提出・協議
令和6年1月10日 1月15日	◎課長会議・庁議 第四次子どもの読書活動推進計画（素案）提出・協議
1月19日	◎議会全員協議会 第四次子どもの読書活動推進計画（素案）提出
2月1日 ～2月21日	パブリックコメント実施
2月27日	◎第4回策定委員会 パブリックコメントの意見内容の検討 第四次子ども読書活動推進計画改訂版（最終案）作成
3月1日 3月6日	◎課長会議・庁議 第四次子どもの読書活動推進計画（最終案）提出
3月19日	◎本宮市図書館協議会 第四次子ども読書活動推進計画（最終案）提出
3月25日	◎教育委員会 第四次子ども読書活動推進計画（最終案）決定
4月～	第四次子ども読書活動推進計画 施行
4月中	◎議会全員協議会 第四次子ども読書活動推進計画の報告

2. 第四次本宮市子ども読書活動推進計画策定委員

所 属		職 名・氏 名
本宮市立図書館協議会		本宮市立図書館協議会長 山崎由美子
		本宮市立図書館協議会副会長 遠藤 房子
		本宮市立図書館協議会委員（学校代表） 糠沢小学校長 芳賀沼真由美
本宮市教育委員会	幼保学校課	みずいろ保育所長（幼保代表）遠藤 道子
		学校教育係長 渡辺 学
		学校司書 小林 美穂
	生涯学習センター	しらさわ夢図書館長 柳沼志津子
		社会教育係長 加藤 功
		図書館司書 渡邊真理子
		中央公民館司書 斎藤 美香



「本を読む子どもたちの風景：思春期の子どもたち。季節は秋」 絵本作家 垂石眞子：画

※表紙・裏表紙の絵画について

本計画の表紙・裏表紙は、しらさわ夢図書館のリニューアルオープンを記念した絵本作家垂石眞子氏によるオリジナル絵画です。垂石氏は長年子どものために絵本や児童文学の挿絵を描いており、本作品は本宮市における子どもの読書活動の更なる発展を願い描き下ろしたものです。

第四次本宮市子ども読書活動推進計画

令和6年4月

発行 本宮市教育委員会

編集 本宮市生涯学習部

〒969-1101 福島県本宮市高木字黒作1番地

TEL 0243-33-2611

事務局 本宮市立しらさわ夢図書館

〒969-1203 福島県本宮市白岩字堤崎500番地

TEL 0243-44-2112